

湖西市農業委員会議事録（4月）

招 集 年 月 日	令和 4 年 4 月 15 日（火）										
招 集 の 場 所	防災センター 2 階										
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		4 月 15 日(火) 午後 2 時 00 分				議長		内山 吉朗		
	閉 会		4 月 15 日(火) 午後 2 時 20 分				議長		内山 吉朗		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 12 名 (欠席 2 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	菅沼 純一		○	9	山本 敬博		○			
	2	内山 吉朗		○	10	山本 晴夫		○			
	3	鈴木 真聡		○	11	石田 学		○			
	4	池田 雅美		○	12	柴田 克芳		○			
	5	疋田 晃久		▲	13	太田 達男		○			
	6	河邊 勝彦		▲	14	外山 雅子		○			
	7	石田 浩章		○							
	8	高須 俊夫		○							
会 議 録 署 名 委 員	7 番		石田 浩章				8 番		高須 俊夫		
職務のため出席 した者の職氏名	局 長		北見 浩二				次 長		吉田 善行		
	副主任		朝倉 麻貴								
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 15 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 17 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 9 号 農地法第 5 条届出受理について 5 その他 6 閉 会										
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り										
備 考											

議 事 の 概 要

(令和4年4月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

- 局 長 みなさんこんにちは。
定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。
- 局 長 それでは、定例会を進めさせていただきます。
本日、議席番号5番の疋田晃久委員と6番の河邊勝彦委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数14人のところ12人出席で、過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。
それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。
- 会 長 みなさんこんにちは。まずは久しぶりに推進委員のみなさまよろしくお願ひしたいと思ひます。
それでは、ただいまから湖西市農業委員会4月定例会を開会いたします。
- 局 長 ありがとうございます。
ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。
- 議長(会長) それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。
(異議なし)
それでは議事録署名人は、議席番号7番の石田浩章委員と8番の高須俊夫委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。
はじめに、「議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請件数は1件です。
申請番号9番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号9番及び図面のNo.1です。申請地は[]から北東へ[]のところに位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は自作地4,874㎡を年間150日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、トマトを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。石田学委員、補足説明をお願いします。

す。

石田委員 4月7日に石田勝典推進委員と現地確認を行いました。申請地の東側と南側の土地で一部を借りて耕作をしておりました。耕作管理計画書による管理方法等も妥当で周辺農地への調和も取れていると思いますので、特に問題ないかと思います。以上です。

事務局 以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

内山会長 豊川用水の受益地だった気がするのですが、どうでしょうか。

事務局 確認します。

議長(会長) お願いしますね。みなさんのほうからはよろしいでしょうか。他には質問がないようですので、採決を取らせていただきたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第14号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第15号農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、申請件数は1件です。申請番号3番について説明します。資料は議案書の4ページ、番号3番及び図面のNo.2です。この度、駐車場として既に転用している違法状態を是正するための申請に及んだものです。申請地は、[]から北西に[]のところに位置し、街区の面積に占める宅地化率が40%以上であるため、第3種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は普通自動車10台分の駐車場の転用であり、配置計画からみても転用面積は適当と思われます。申請部分はほぼ法面の状態で、併用地を含めた敷地は現在碎石敷きとなっており、雨水は自然浸透されているため、周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、造成等を行わないため資金がかからないこと、違法状態を将来に向かって消滅させる申請であることから、許可相当と考えます。高須委員、補足説明をお願いします。

高須委員 4月9日に深田征宏推進委員と現地確認を行いました。該当の場所の東側は宅地、西側は[]で隣接しております。南側は[]になっていますが、絶壁の石垣の真横で前のほうは道路になっているので、もともとは住宅地の一部というような感じですが、特に今回の申請はそのまま問題ないと考えております。以上です。

事務局 以上で、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第15号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は1件です。

申請番号3番について説明します。資料は議案書の6ページ、番号3番、図面のNo.3です。この度、隣接地の自宅で学習塾を経営するにあたり、生徒用の駐車場を設置するための転用申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]から北西に[REDACTED]のところに位置し、山林等に分断された小集団の農地であるため第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は、普通自動車3台分の駐車場を設置する計画であり、転用規模は適当と思われます。また、転用後は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させる計画であることから、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。なお、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから許可相当と考えます。河邊委員が本日欠席のため、事前に現地確認結果について報告を受けておりますので、代わりに事務局より説明をさせていただきます。

河邊委員 4月6日に藤下勝推進委員と現地確認を行いました。

(事務局)

申請地は、東側に宅地、西側に道路、南側に道路、北側に畑があり、現在は耕作されていない状況です。転用にあたり、日照、風通し、排水、耕作について周辺農地への影響はないかと思いますので、許可することについて特に問題ないかと考えます。とのことでした。

事務局 以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第16号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第17号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書の 8 ページをご覧ください。

公告予定が 4 月 20 日の利用集積計画について説明いたします。

農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 8 筆あります。県の農業振興公社が合計 12,786 m²の農地を 5 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[] に本社を置く [] と [] に本社を置く [] に配分を予定するものです。

説明は以上です。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

質問もないようですので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 17 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書 10 ページをご覧ください。

報告事項第 9 号について、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 5 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長(会長)

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局

次回の定例会は、5 月 16 日(月)、午後 2 時からで、会場は防災センター 2 階となります。

議長(会長)

他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 4 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 20 分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内山 吉朗

委 員 石田 浩章

委 員 高須 俊夫